

給与所得者の確定申告

◆ 確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、更に①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

<計算式>

各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を算出します。



「課税される所得金額」に税率を乗じて、「所得税額」を算出します。



「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの土地・建物の賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている方

◆ 確定申告をすれば所得税が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合 など

※ 還付申告は2月18日（月）以前でも提出できます。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ「タックスアンサー」をご利用ください！

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

◆ タックスアンサーへのアクセス方法

国税庁ホームページ又は以下のアドレスからご利用ください。検索サイトで、「タックスアンサー」と検索してもご覧いただけます。

<パソコンからも、携帯電話からも>

www.nta.go.jp/taxanswer

携帯サイトは以下のコードからもご覧になります。



（注）携帯サイトでは、キーワード検索の使用はできません。

◆ 電話相談センターのご案内

国税庁では、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を各国税局（国税事務所）設置の「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

税に関する情報は

国税庁ホームページ www.nta.go.jp へ

申告会場をお間違えなく

佐渡税務署では、確定申告の相談・申告書の受付等を次の会場において行います。

会 場	アミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）1階「はまなすホール」
開設期間	2月18日(月)～3月15日(金) ※ただし、土・日曜日を除きます。
受付時間	午前9時～午後4時

※この期間、佐渡税務署庁舎では申告相談を行っていません。

